

減損会計基準に関する比較

資料2

	企業会計原則	国独立行政法人
減損会計の基本的な考え方・目的	事業用資産の収益性が低下している場合、将来に損失を繰り延べないよう、過大な帳簿価額を減額することを目的とする。	固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること、独立行政法人の業務運営状況を明らかにすること及び独立行政法人の固定資産の有効利用を促進することを目的とする。
減損の定義	資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態。	固定資産に期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し、将来にわたりその回復が見込めない状態。または将来の経済的便益が著しく減少した状態。
減損の兆候	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>損益又はキャッシュフローが継続してマイナス</u> ② 回収可能額を著しく低下させる変化の生起（事業廃止・再編成、資産の早期処分・転用・遊休化等） ③ 経営環境の著しい悪化 ④ 市場価格の著しい下落 	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下 ② 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化 ③ 業務運営の環境が著しく悪化 ④ 市場価格が著しく下落（帳簿価額からの下落割合が 50%未満であるときは、著しく下落していないものとするができる。） ⑤ 独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行ったこと
減損損失の認識	<p>割引前の将来キャッシュフローの総額が帳簿価額を下回るときに認識。将来キャッシュフローの見積期間は経済的残存年数と 20 年のいずれか短い方。</p> <p>経済的残存年数が 20 年を超える場合には、21 年目以降の将来キャッシュフローに基づき、20 年超過時点の回収可能価額を算定し、加算。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①から③の場合は、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。 ④の場合は、市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。 ⑤の場合は、判定を要せず減損を認識。
減損損失の測定	帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失とする。回収可能価額は正味売却価額（時価から処分費用見込額を控除）と使用価値（＝将来キャッシュフローの現在価値）のいずれか高い額。	<p>帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額。</p> <p>回収可能サービス価額は正味売却価額（時価から処分費用見込額を控除）と使用価値相当額（減価償却後再調達価額）のいずれか高い額。</p>

	企業会計原則	国独立行政法人
会計処理／財務諸表における表示	<p>① 貸借対照表 原則として減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除。 (但し、減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式も可。)</p> <p>② 損益計算書 原則として特別損失。</p>	<p>○ 減損が、法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として費用計上。</p> <p>○ 減損が、法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>貸借対照表</p> <p>○ 無形固定資産の場合、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除。</p> <p>○ 固定資産（無形固定資産を除く。）の場合、減損損失累計額を取得原価から間接控除。</p>
資産のグルーピング	他の資産または資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小単位。	個々の固定資産。但し、複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができる。
その他		<p>以上の基準は国の財源措置に依存した業務運営を行っており、固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定。</p> <p><u>固定資産からキャッシュフローが生み出され、独立採算型(※)の運営が予定されている業務については、企業会計における基準の適用が適切と認められる場合には主務省令においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれる。</u></p> <p>※「国からの財源措置に依存しない業務運営を行っている場合や、事業費の一部について補助金等の交付を受けているがその金額が比較的小さい場合等が該当する。」(Q&A)</p>

企業会計の減損会計のフロー図

<グルーピング>

固定資産のグルーピング

(概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う)



<減損の兆候>

資産グループに関連して、以下のような事象が発生していること(例示)

- ① 営業活動から生じる損益・キャッシュ・フローが継続してマイナス
- ② 事業の廃止・再編成
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 市場価格の著しい下落

ない

認識の判定は不要

ある

<認識の判定>

将来キャッシュ・フローの総額(割引前)と帳簿価格の比較

認識しないと判定

減損処理は不要

認識すると判定

減損損失を損益計算書に計上



<測定>

帳簿価格を次のいずれか高い額まで減額

○ 使用価値

(資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見積られる将来キャッシュ・フローの現在価値)

○ 正味売却価額

(資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額)

<認識>

減損を認識

独立行政法人の減損会計のフロー図

